

ユニット型特別養護老人ホーム旭川緑苑 運営規程

社会福祉法人旭川緑光会

(目 的)

第1条 本規程は、社会福祉法人旭川緑光会が設置するユニット型特別養護老人ホーム旭川緑苑（以下「施設」という。）が行う介護老人福祉施設の適正な運営を確保するための運営に関する管理事項を定め、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設のサービス従事者（以下「職員」という。）は、地域福祉増進に貢献できる介護老人福祉施設を目指し、利用者が明るく心身ともに健康的な老後を騒動できる一翼を担えるよう、施設の持っている機能を活用し利用者個々のニーズに的確に応え、穏やかで自立した心身ともに健康的な生活を確保する。また、明るく・温かく・優しい介護を実践できるよう日々研さんを重ね、円滑で信頼される高品質の福祉サービスの提供に努める。

2 施設の運営にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ユニット型特別養護老人ホーム旭川緑苑
- (2) 所在地 旭川市東旭川町上兵村229番地の8

(職種の区分・定数及び職務)

第4条 施設には、入所者の処遇に支障をきたさないよう次の各号に掲げるとおり所要の職員を配置して、それぞれの職務に従事させるものとする。

- (1) 施設長（管理者）： 1人（特別養護老人ホーム旭川緑苑との兼務）
施設に従事する職員を指揮監督し、施設全般の管理運営の責に任ずる。
- (2) 医 師： 1人（嘱託。特別養護老人ホーム旭川緑苑との兼務）
医師は、入所者の健康状態を常に掌握し、健康保持のための適切な措置を講ずる。
- (3) 生活相談員： 1人以上（特別養護老人ホーム旭川緑苑との兼務）
生活相談員は、入所者の生活及び身上等に関する相談、助言者として処遇全般の向上についての業務を行う。
- (4) 介護支援専門員（施設マネージャー）： 2人（特別養護老人ホーム旭川緑苑との兼務）
入所者に対し施設サービス計画を作成し、生活相談員とともに入所者の自立支援を行うとともに処遇全般の向上について業務を行う。
- (5) 介護職員及び看護職員： 17人以上（看護職員4名、看護職員は特別養護老人ホーム旭川緑苑との兼務）
介護職員及び看護職員は、介護・療養上の世話や診察の補助等のサービスの提供あたるとともに、常に入所者の健康状態を掌握し、健康保持のための適切な措置を講ずる。

ユニット型特養介護職員：12人以上（専従）

(6) 機能訓練指導員：1人（特別養護老人ホーム旭川緑苑看護師との兼務）

入所者の日常生活を営むのに必要な機能の衰退を防止するための訓練及びその指導をする。

(7) 栄養士：1人以上（特別養護老人ホーム旭川緑苑栄養士との兼務）

入所者の栄養ケアに関する指導管理、給食の献立作成をするとともに、食生活の改善向上について指導助言にあたる。

(8) その他

その他運営上必要な職種及び職務を定め、職員を配置することができる。

(入居定員、ユニット数及びユニット定員)

第5条 入居者の定員は、30名とする。ユニット数は3ユニットとする。1ユニットの定員は10名とする。

(サービス内容)

第6条 サービスの内容は、次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは保険者が交付する介護保険負担割合証に記載される利用者負担の割合の額とする。

(1) 食事、入浴、排泄等の介助

(2) その他の日常上の世話

(3) 相談・援助等の生活指導

(4) 機能訓練

2 居住費、食費は別紙に定める日額を月初から月末までの利用した日数に乗じた額を月額として請求することとし、予め入所者又はその家族に同意を得ることとする。

3 理髪・美容等希望者のみに係る費用は実費とする。

4 その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められる費用については、サービスを提供する際に予め契約書並びに重要事項説明書等必要な資料を提示した上入所者又はその家族の同意を得てから支払いに同意する旨の文書に署名・押印を受けることとする。

(サービス実施の際の留意事項)

第7条 入所者は共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、契約書及び重要事項説明書に定めてある施設設備利用上の注意を遵守しなければならない。

(緊急時等における対応)

第8条 職員は、サービス実施中に入所者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医に連絡等の措置を講ずるとともに適切な処置を行い、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第9条 管理者は、非常災害に関する具体的（火災、風水害、地震等）計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、定期的に職員に周知する。また、定期的に防災避難訓練等を行う。

（その他の事項）

第10条 職員は、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を保持する。又、その職を退いた後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を厳守することを雇用契約書の内容とする。

2 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人旭川緑光会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成28年8月1日一部改正

3 平成29年10月1日一部改正